

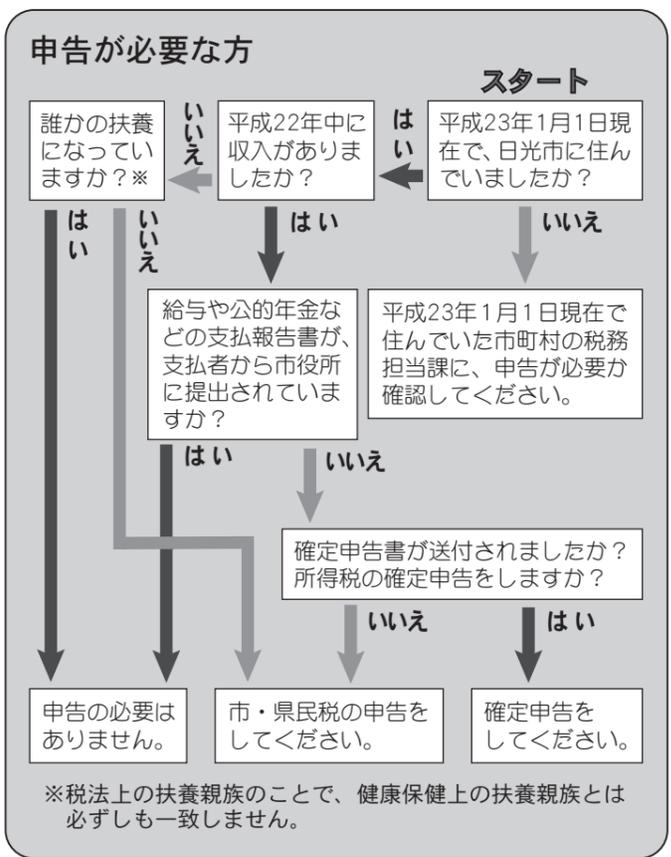
税の申告は

正しくお早めに！

今年も所得税と市・県民税の申告の時期になりました。申告期間中は会場が混雑します。事前に必要書類の記入・計算を済ませておくなど、ご協力をお願いします。



所得税 / 市・県民税



は申告受付を行っていませんのでご注意ください。
※申告書などは、郵送で提出することもできます。

申告に必要なもの

所得税と市・県民税の申告に必要なものは次のとおりです。

① 印鑑(認め印)

※朱肉を使用する印鑑をお持ちください。

② 申告者本人の金融機関の口座番号が分かるもの

※金融機関名・支店名・口座番号をメモしてくるか、預金通帳をお持ちください。

③ 収入に関する書類

○ 給与所得者や公的年金受給者：源泉徴収票(原本に限る)
○ 事業所得者(農業・営業・不動産)：収支内訳書

※内訳書の内容を確認させていただく場合がありますので、収入・支出の分かる帳簿や領収書などを一緒にお持ちください。

④ 控除に関する書類(会社の年末調整で提出したものは除く)

○ 生命保険料(一般用・個人年金用)控除や地震保険料控除を受ける場合：保険料や掛け金の控除証明書

○ 社会保険料控除を受ける場合

国民年金保険料：控除証明書(日本年金機構が発行)や領収書など支払いを証明する書類
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料：市役所で申告する場合、申告時にお申し出ください。市役所以外で申告する場合、領収書や納付額確認書が必要です。

※納付額確認書は収税課や税務課、各総合支所市民福祉課、各支所・出張所、市民サービスセンターで発行します。

※年金から天引きされた国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、申告者本人以外の社会保険料控除とすることはできませんのでご注意ください。

○ 医療費控除を受ける場合：各人で記入した所定の医療費の明細書とその医療費の領収書

問い合わせ先

市・県民税申告については
税務課 市民税係
☎(21)5113
確定申告(所得税)については
鹿沼税務署(代表)
☎0289(64)2151

申告の会場と期間

▽ 所得税

会場 鹿沼商工会議所アザレアホール(鹿沼市睦町28・16)
期間 2月9日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後4時
※この期間以外は、鹿沼税務署で申告してください。
※所得税の還付申告は、1月4日(火)から鹿沼税務署で、2月9日以降は右記会場で受け付けます。

▽ 市・県民税と所得税

会場・期間 各地域の会場と期間

は、広報にこのと一緒に配布した「得する税の情報」をご覧ください。

次の項目に該当する方は、市役所では申告受付ができませんので、鹿沼税務署などで申告してください。

- 譲渡所得(土地や家屋の売却および収用、株式の売却など)や山林所得がある方
- 青色申告の方
- 事業所得のある方で、収支内訳書を作成していない方
- ※鹿沼税務署から申告書用紙が郵送された方は、その用紙をお持ちください。
- ※各会場とも土曜・日曜日、祝日

障害者控除を受けるには

申告者本人が心身に障がいのある場合は、障害者控除を受けることができます。

また、申告者の扶養親族となる方(配偶者や生計を共にしている親族など)が心身に障がいのある場合も、申告者は障害者控除を受けることができます。ただし、青色事業専従者給与の支払いを受ける方および白色申告者の事業専従者に該当する方は控除対象になりません。

◆ 障害者控除を受けるために必要なもの

次の①～⑤のいずれかが必要です。

- ① 身体障害者手帳(赤色の手帳)
 - ② 療育手帳(緑色の手帳)
 - ③ 戦傷病者手帳(黒色の手帳)
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳(青色の手帳)
 - ⑤ 市の福祉事務所長が発行する障害者控除対象者認定書
- ※手帳の有無や年齢の基準日

は、平成22年12月31日です。
※障害者控除対象者認定書は、生活福祉課障がい福祉係または、各総合支所市民福祉課で申請により発行します。

なお、前述⑤の障害者控除対象者認定書が発行されるのは、満65歳以上で、その障がい程度が次のような身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者に準ずる方です。
○ 常に病床におり、複雑な介護を受けなければならない方

○ 介護保険の要介護認定を受けている方で、その状態が障がい者に準ずる方
※障害者控除は、介護保険被保険者証および認定決定通知書の提示だけでは、適用されません。

障害者控除対象者認定書に関する問い合わせ先
生活福祉課 障がい福祉係
☎(21)51174